

暴力団関係事業者に対する指名停止措置等一覧表

●排除措置

日付	期間	商号又は名称	代表者氏名	所在地	理由
R3.5.14	令和3年5月14日 から 令和4年11月13日まで(18か月間)	株式会社 大石工業	大石 健太郎	福岡市南区日佐5丁目12番8号	該業者の役員等が、暴力的組織又は構成員(構成員とみなされる場合を含む。)と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している事実が確認され、排除措置の措置要件に該当するものであると県警察本部から通知があったため。
R3.5.14	令和3年5月14日 から 令和4年11月13日まで(18か月間)	株式会社九設	田島 貴博	大分県大分市大字津守500番地	
R3.5.14	令和3年5月14日 から 令和4年11月13日まで(18か月間)	株式会社TA		福岡市博多区上牟田1丁目11番25-301号	
R3.5.14	令和3年5月14日 から 令和4年11月13日まで(18か月間)	株式会社 大杏産業	三戸 智弘	福岡市南区三宅1丁目15番15号	
R3.5.14	令和3年5月14日 から 令和4年11月13日まで(18か月間)	株式会社東部	中野 祐也	大野城市瓦田3丁目7番3号	
R3.5.14	令和3年5月14日 から 令和4年11月13日まで(18か月間)	株式会社OSK	押川 幸寛	福岡市城南区樋井川7丁目16番20-101号	
R3.5.14	令和3年5月14日 から 令和4年11月13日まで(18か月間)	有限会社 嶋村建設	嶋村 美仁	熊本県玉名郡南関町大字長山348番地	
R3.5.14	令和3年5月14日 から 令和4年11月13日まで(18か月間)	有限会社梓吉組	吉川 典孝	熊本県玉名市伊倉北方40番地1	

※ 措置期間経過時に事実が継続していた場合、再度の排除措置を講ずる。